

(市会改革推進委員会要求資料)

各会期制における課題・影響への対応策の例・考え方(検討資料)

会期制	課題・影響	対応策の例・考え方	
四会期制 (三会期制 二会期制)	議会運営全般	議会が活動能力を持つ期間が会期中に限られる	必要に応じて臨時会の開会や閉会中継続審査の議決を行う
		審議時間が十分に確保できない場合がある	必要に応じて会期の延長や閉会中継続審査の議決を行う
		閉会中に議会の意思決定を行う場合は、臨時会を開会する必要がある	必要に応じて臨時会を開会する
	市長等の執行機関との関係	複数回にわたり、市長の招集が必要である	長が臨時会の招集請求に応じない場合は、議長が臨時会を招集できるよう地方自治法が改正されたが、こうした場合に限らず議長が招集できるよう、地方自治法の改正を全国市議会議長会などを通じて国へ強く要請する
		閉会中に市長において補正予算などの速やかな議決を求める場合は、臨時会を開会する必要がある	必要に応じて臨時会を開会する
	市民との関係	閉会中に市長において179条専決処分が行われる可能性がある	専決処分制度の趣旨を踏まえ、より厳格な対応を確認する
		閉会中は議会がまったく活動していないとの誤解が生じる	閉会中の委員会活動などを積極的に広報するほか、新たな閉会中の活動を実施する
		請願の受理は会期中のみであり、閉会中は受理できない	閉会中も受理できるように取扱いを改める
	議員の活動	閉会中の委員会審査で結果が出た請願について、次の定例会まで議決できない	臨時会を開会し、請願の採択・不採択の議決が行えるよう取扱いを改める
		閉会中は議員が活動していないとの誤解が生じる	閉会中の委員会活動などを積極的に広報するほか、新たな閉会中の活動を実施する
一会期制、 通年会期制	議会運営全般	これまでの会期制を前提とした運営が根本的に変更されるので、本会議の持ち方や現在の定例会の期間に相当する集中審議期間の設定等について、検討が必要である	現在の定例会の本会議や委員会の日程等を基本にするかどうかなど基本的スタンスをまず決めて検討を進める
		市長及び議員提出議案の提出や議決について、一定のルール化が必要である	//
		一事不再議の取扱いについて、検討が必要である	新しい集中審議期間(定例月)の到来により事情変更があったものとみなすこととする
		常任委員会や予算特別委員会の持ち方について、検討が必要である	現在の委員会の運営方法を基本にするかどうかなど基本的スタンスをまず決めて検討を進める
	(通年会期制のみ)	年間を通じて本会議(定例日)を条例で定める必要がある	変更が必要な場合は、市民に速やかに周知する方法を検討する
	市長等の執行機関との関係	一年中が会期中となるため、運用によっては本会議や委員会の開催等により、執行機関や職員に過度の負担が生じるおそれがある	現在の定例会の本会議や委員会の日程等を基本にするのであれば、執行機関や職員に過度の負担は生じない
		急きょ本会議の開催が必要な場合(訴訟の上訴など)があり、各種事業や公務出張の日程に影響がある	急きょ必要な本会議を第2週と第4週に開催するなど、ある程度の範囲内で調整することをあらかじめ決めておく
	(通年会期制のみ)	年度末の地方税法改正に伴う条例改正などは、仮に3月31日が休日であっても本会議の開催が必要となる場合がある	—
	市民との関係	会期制を前提とした議会への提出書類等について、作成日程も考慮し本会議(定例日)の日程を設定する必要がある	地方公営企業法において、地方公営企業決算については、「遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後の最初の定例日に開かれる会議において議会の認定に付さなければならない」とされていることから、7月と8月は定例日を設定せず随時開催の本会議のみとする
		急きょ本会議の開催が必要な場合(訴訟の上訴など)があり、調査活動、広報広聴活動、地域活動、政党活動などへの影響が懸念される	急きょ必要な本会議を第2週と第4週に開催するなど、ある程度の範囲内で調整することをあらかじめ決めておく
議員の活動	請願の付託、審査方法、結果の取扱い等について検討が必要である	請願の付託を議事日程事項とし、そのみで本会議の開催を可能とすることが検討される	
	急きょ本会議の開催が必要な場合(訴訟の上訴など)があり、調査活動、広報広聴活動、地域活動、政党活動、後援会活動などへの影響が懸念される	急きょ必要な本会議を第2週と第4週に開催するなど、ある程度の範囲内で調整することをあらかじめ決めておく	
	他都市調査や海外行政調査の実施への影響が懸念される	//	

京都市会における会期制の効果及び課題・影響について

(参考資料)

平成25年3月
市会事務局

根拠	会期制	概要	会期のイメージ	議会運営全般		市長等の執行機関との関係		市民との関係		議員の活動		
				効果	課題・影響	効果	課題・影響	効果	課題・影響	効果	課題・影響	
地方自治法第102条(定例会回数条例)	四会期制 三会期制 二会期制	・条例において定例会の回数を定める ・長が招集し、会期は議会が定める ・定められた定例会以外は、必要に応じて臨時会が招集される ・長が臨時会の招集請求に応じない場合は、議長が臨時会を招集できる	【現状】 2月定例会 5月定例会 9月定例会 11月定例会 <△月臨時会> 【三会期制】 第1回定例会(2月～3月) 第2回定例会(5月～6月) 第3回定例会(9月～12月) <△月臨時会> 【二会期制】 第1回定例会(2月～6月) 第2回定例会(9月～12月) <△月臨時会>	○限られた期間に集中的に議論することにより、効率的な審議が可能である	●議会が活動能力を持つ期間が会期中に限られる ●審議時間が十分に確保できない場合がある ●閉会中に議会の意思決定を行う場合は、臨時会を開会する必要がある	○閉会中は常任委員会の所管事務調査の継続審査を活用して、執行機関に対する監視・調査機能を果たすことができる ○執行機関は、会期中と閉会中の状況に応じて議会対応を行うことにより、効率的な行政運営が可能である ○各種事業や公務出張については、議会日程を考慮して設定することが可能である	●複数回にわたり、市長の招集が必要である ●閉会中に市長において補正予算などの速やかな議決を求める場合は、臨時会を開会する必要がある ●閉会中に市長において179条専決処分が行われる可能性がある	○閉会中は正規の議会活動以外に、調査活動、広報広聴活動、地域活動、政党活動などを計画的に行うことが可能である	●閉会中は議会がまったく活動していないとの誤解が生じる ●請願の受理は会期中のみであり、閉会中は受理できない ●閉会中の委員会審査で結果が出た請願について、次の定例会まで議決できない	○閉会中は正規の議会活動以外に、調査活動、広報広聴活動、地域活動、政党活動、後援会活動などを計画的に行うことが可能である ○閉会中は他都市調査や海外行政調査を計画的に行うことが可能である	●閉会中は議員が活動していないとの誤解が生じる	
	※ 四会期制の会期を延ばす場合や三会期制・二会期制については、閉会中の期間が短くなることなどにより、上記の要素が弱まり、下記の要素が強まる											
地方自治法第102条の2	一会期制	・条例において定例会の回数を1回と定める ・長が招集し、会期は議会が定める ・閉会中の期間が短くなり、臨時会を開く必要が(ほぼ)なくなる	1月中旬～12月中旬 5月中旬～翌年4月下旬 1月15日～翌年1月14日など	○二元代表制の下、議会が常に活動能力を持つことができる ○本会議での議決等が必要な案件や選挙選任など、必要に応じて迅速な処理が可能である ○会期の制約がなくなるため、十分な審議時間をより一層確保しやすくなる(議案審査時の公聴会開催、参考人招致など)	●これまでの会期制を前提とした運営が根本的に変更されるので、本会議の持ち方や現在の定例会の期間に相当する集中審議期間の設定等について、検討が必要である ●市長及び議員提出議案の提出や議決について、一定のルール化が必要である ●一事不再議の取扱いについて、検討が必要である ●常任委員会や予算特別委員会の持ち方について、検討が必要である	○市長の招集が必要最小限となる ○執行機関に対する監視・調査機能がより一層強まる ○必要に応じて補正予算や議案が提出できるため、迅速な意思決定、執行が可能となる ○市長による179条専決処分が(ほぼ)なくなる	●一年中が会期中となるため、運用によっては本会議や委員会の開催等により、執行機関や職員に過度の負担が生じることがある ●急きよ本会議の開催が必要な場合(訴訟の上訴など)があり、各種事業や公務出張の日程に影響がある ●年度末の地方税法改正に伴う条例改正などは、仮に3月31日が休日であっても本会議の開催が必要となる場合がある	○議会在一年中活動していることについて、市民理解が広がる ○請願の受理が一年中可能となり、付託や議決する本会議が適宜開催された場合は、市民の要望に対して速やかに審議が可能である	●急きよ本会議の開催が必要な場合(訴訟の上訴など)があり、調査活動、広報広聴活動、地域活動、政党活動などへの影響が懸念される ●請願の付託、審査方法、結果の取扱い等について検討が必要である	○一年中が会期中となるため、閉会中は議員が活動していないとの誤解が生じない ●他都市調査や海外行政調査の実施への影響が懸念される	●急きよ本会議の開催が必要な場合(訴訟の上訴など)があり、調査活動、広報広聴活動、地域活動、政党活動、後援会活動などへの影響が懸念される	
	通年会期制	・会期を条例で、特定の日から翌年の前日までと定める ・定められた特定の日到来により、長が招集したものとみなす ・本会議(定例日)を条例で定める ・必要に応じて定例日以外に本会議を随時開催することができる ・長から請求があった場合は、7日以内に本会議を開催する必要がある	【会期】 1月15日～翌年1月14日など 【定例日】 ①定曜日とする 毎月第○×曜日 ②具体的に示す ×月×日 △月△日 □月□日 など	通年会期制のみの効果及び課題・影響 ○一年間の議会スケジュールをある程度示すことが可能となる ●年間を通じて本会議(定例日)を条例で定める必要がある ○市長の招集手続が不要となる(初市会を除く) ●会期制を前提とした議会への提出書類等について、作成日程も考慮し本会議(定例日)の日程を設定する必要がある ○一年間の本会議(定例日)の日程について、条例で明らかにし周知することができる								